

令和8年度 かつらぎ町における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、本町における障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を定める。

2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

本方針は、本町の全ての組織が行う物品等の調達において適用する。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

本方針の調達の対象となる障害者就労施設等は、以下のうち、物品等の調達が可能な町内に所在地又は住所がある施設等とする。

（1）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく事業所等

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A型・B型）

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）

オ 地域活動支援センター

カ 小規模作業所

（2）障害者を多数雇用している企業等

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律123号）に基づく特例子会社

イ 重度障害者多数雇用事業所（次の①～③を全て満たすこと。）

①障害者の雇用数が5人以上

②障害者の割合が全従業員の20%以上

③雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

（3）在宅就業障害者等

ア 在宅就業障害者（自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者）

イ 在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体）

5 調達の対象物品等

町が調達する物品等のうち、障害者就労施設等が受注することが可能なものとする。

6 物品等の調達目標

障害者就労施設等からの物品等の調達については、前年度の実績を上回ることを目標とする。(令和7年度調達実績 21,460,423円)

7 調達の推進方法

- (1) 福祉介護課障害福祉係は、障害者就労施設等から提供可能な物品等についての情報を収集し、各部署に提供する。
- (2) 各部署においては、物品等の調達に当たっては、予算の適正な執行に配慮しつつ、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条2第1項第3号に規定する随意契約を活用するなど、可能な限り障害者就労施設等への発注に努める。

8 調達実績の公表

- (1) 会計年度終了後に、障害者就労施設等からの物品等の調達実績を取りまとめ、その概要を町ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績の公表にあたっては、かつらぎ町役場各課室において実績の評価と課題の分析を行うとともに、次年度の調達方針に反映する。

9 その他

- (1) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するように、必要に応じて本方針の見直しを行うものとする。
- (2) 本方針の障害者就労施設等との調整等に関する担当窓口は、福祉介護課障害福祉係とし、物品等の調達に関する担当窓口は、管財課管財契約係とする。